

福島県観光物産館指定管理業務仕様書

本仕様書は、福島県観光物産館の指定管理業務を円滑かつ効果的に行うに当たり、福島県観光物産館の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

1 管理に関する基本的な考え方

福島県観光物産館を管理運営するに当たり、次に掲げる項目に沿って行うこととする。

- (1) 県の施策に沿った観光物産の振興に努めること
- (2) 観光と物産の一体的なPRに努めること
- (3) 常に県産品及び観光と物産の情報を県内外へ発信できるよう管理運営を行うこと
- (4) 来館者の視点から分かり易い県産品の紹介及び観光案内を行うこと
- (5) 館内施設の設備及び物品の維持管理を適切に行うこと
- (6) 公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこと
- (7) 個人情報の保護を徹底すること
- (8) 効率のかつ効果的な管理運営を行い、経費の削減に努めること

2 施設の概要

- (1) 名称 福島県観光物産館
- (2) 場所 福島市三河南町1番20号「コラッセふくしま」1階
- (3) 設備概要

ア 面積

全体面積	790㎡(239.4坪)
展示等スペース	612㎡
事務所	102㎡
地下倉庫	76㎡

イ 管理委託物品

別表のとおり

- (4) 業務時間等

休館日及び業務時間は次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認める場合であってあらかじめ知事の承認を得たときは変更することができる。

ア 休館日 年中無休(コラッセふくしま休館日は除く)

イ 業務時間 午前9時30分から午後7時まで

- (5) 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。

3 管理運営に関する業務内容

- (1) 施設及び設備の維持管理

福島県観光物産館の適正な運営のため、指定管理者は施設及び設備の保守管理等を行うこと

- (2) 防災・安全対策業務

緊急時の対応、防犯、防災対策について、マニュアル等を整備し、職員に周知・徹底を図ること

(3) 運營業務

- ア 県産品の紹介、展示・販売及び飲食等の提供
- イ 県産品に関する資料の収集、調査及び説明
- ウ 県産品と観光に関する情報及びニーズの把握
- エ ホームページの作成、更新
- オ 福島県観光物産館を使用した交流イベントやPR活動による情報の発信及び提供
- カ 情報公開、文書管理の対応

(4) 物品の帰属等

- ア 指定管理者は、県の所有に属する物品の管理について、福島県財務規則に基づき、適切な維持管理を行うものとする。
- イ 指定管理者は物品管理簿を備えてその保管に係る物品を整理し、県の所有に属する物品の廃棄等の異動について定期的に県に報告しなければならない。
- ウ 別表に掲げる管理委託物品以外に、管理業務を実施するために要する備品、消耗品等を購入する場合は、県と指定管理者が協議して負担する。
また、所有権は県と指定管理者協議のうえ定める。

(5) その他

- ア 福島県観光物産館内での販売行為については、福島県産業支援館条例第14条第1項に基づき、下記条件によりこれを認める。
 - (ア) 県産品の普及宣伝に寄与する販売物であること。
 - (イ) 地域に偏ることなく、県全体の産品を広く展示、販売すること
- イ 個人情報保護の体制をとり、職員に周知・徹底を図ること

4 管理運営体制の基準

(1) 職員の配置

- ア 管理運營業務を円滑かつ効率的に実施するために必要な業務執行体制を確保すること
- イ 円滑な管理運営を行うにあたり必要な知識・能力等を有する者を配置すること
- ウ 職員の勤務形態は、施設の管理運営に支障がないように定めること
- エ 職員に対して、施設の管理運営に必要な研修を実施すること

(2) 業務報告及び事業報告

- 毎月終了後15日以内に業務報告書（月報等）を県へ提出すること
- また、毎事業年度終了後、1か月以内に管理業務に係る事業報告書及び収支決算書等を県へ提出すること

(3) 指定管理者が負担すべき経費

- ア 施設の管理運営については、コラッセふくしま施設運営連絡会の管理規程を遵守すること
- イ 福島県観光物産館の占用部分の管理経費は、指定管理者で負担すること
 - (ア) 指定管理者におけるコラッセふくしま施設運営連絡会に対する負担額
 - (イ) その他指定管理者が占用部分において必要であると考えた経費については、指定管理者の積算予定額で執行すること

(4) 指定期間終了後の引継業務

- 指定管理者は、指定期間終了後、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うこと
- 指定期間終了後若しくは指定の取消し等により次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること

5 立入検査の実施

県は、指定管理者の業務の実施内容及び処理実績について、随時、立入検査等を実施し、管理状況の確認及び現地検査を行うこととする。

県は、検査の結果、業務内容について改善を求めることができ、指定管理者はこの指示に従わなければならないものとし、指示に従わない場合には指定の取消しをすることができる。

6 協議

指定管理者はこの仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は県と協議し決定する。

7 業務の実施に当たっての注意事項

業務の実施に当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 福島県観光物産館は、公の施設であり、県全体の観光と物産を振興する施設であることを念頭において、公平な運営をすること
- (2) 指定管理者が福島県観光物産館の管理運営に係る各種規程・要綱等を作成する場合は、県と協議を行うこと
- (3) 各種規程がない場合は、県の諸規程に準じて、あるいはその精神に基づき業務を行うこと
- (4) その他、仕様書に記載のない事項については県と協議を行うこと

別表（第3条関係）

管理委託物品

（金額単位：円）

番号	品名	設置場所	数量	単価	合計	取得年月日
1	実演用畳ステージ	催事コーナー	4	220,000	880,000	H15.6.10
2	展示棚(工芸用)	工芸コーナー	6	490,000	2,940,000	H15.6.10
3	展示棚(食品用)	食品コーナー	6	850,000	5,100,000	H15.6.10
4	館名サインスタンド(ステンレス)	各入口等	5	104,000	520,000	H15.6.10
5	掲示板(硝子戸付)	備品	1	130,000	130,000	H15.6.10
6	冷蔵・冷凍ショーケース (1200)	食品コーナー	1	537,500	537,500	H29.12.15
7	冷蔵オープンショーケース (1755)	食品コーナー	2	768,800	1,537,600	H29.12.15
8	冷蔵オープンショーケース (1755)	酒コーナー	2	773,800	1,547,600	H29.12.15
9	リーチイン冷蔵ショーケース (1800)	酒コーナー	3	574,900	1,724,700	H29.12.15
10	冷蔵・冷凍平型ショーケース (1790)	食品コーナー	2	575,000	1,150,000	H29.12.15
11	リーチイン冷蔵ショーケース (1800)	食品コーナー	1	813,000	813,000	H29.12.15
12	冷蔵平型ショーケース(1790)	食品コーナー	2	353,100	706,200	H29.12.15
13	電気そばかまど	厨房	1	1,250,000	1,250,000	H15.6.10
14	冷凍庫	厨房	1	188,400	188,400	H29.12.15
15	冷蔵庫	厨房	1	216,900	216,900	H29.12.15
16	キューブアイスメーカー	厨房	1	316,300	316,300	H29.12.15
17	ガスゆで麺器(4玉)	厨房	1	222,200	222,200	H29.12.15
18	ガステーブル	厨房	1	102,800	102,800	H29.12.15
19	涼厨フライヤー	厨房	1	128,900	128,900	H29.12.15
20	食器洗浄機	厨房	1	464,400	464,400	H29.12.15
21	二層シンク(900)	喫茶コーナー	1	122,600	122,600	H29.12.15
22	テーブル型冷蔵庫(1200)	喫茶コーナー	1	158,000	158,000	H29.12.15
23	テーブル型冷蔵庫(1200)	喫茶コーナー	1	158,000	158,000	H29.12.15
24	キューブアイスメーカー	喫茶コーナー	1	199,600	199,600	H29.12.15
25	スムージーブレンダー	喫茶コーナー	1	250,000	250,000	H29.12.15
26	小型冷蔵ショーケース(630)	喫茶コーナー	1	137,500	137,500	H29.12.15
27	ウォータークーラー	喫茶コーナー	1	116,300	116,300	H29.12.15

※上記金額には、諸経費、消費税は含まない。